

※質問内容は項目ごとに振り分け、重複した質問はまとめて掲載しています。

※介護予防・生活支援サービス事業は本QAにおいて「生活支援サービス事業」といいます。

No.	項目	質問	回答
1	ケアマネジメント	<p>プラン作成に当たって、給付管理が行われない介護予防サービス（住宅改修等）と生活支援サービス事業を併せて利用した場合、どの様に請求したらよいのか。</p>	<p>給付管理が行われない介護予防サービス（福祉用具の購入、住宅改修費の支給）は、介護予防支援費（サービスコード：46）の支給対象外サービスとされていますので、これまでどおり介護保険課が窓口となります。一方、生活支援サービス事業（ホームヘルプ、デイサービス）は給付管理の対象となり、そのプラン作成に当たっては以下のとおりとなります。</p> <p>①給付管理外の介護予防サービス（福祉用具の購入、住宅改修費の支給）            ②給付管理が行われる介護予防サービス（介護予防訪問看護等）            ③給付管理が行われる生活支援サービス事業（ホームヘルプ、デイサービス）</p> <p>（パターン1）①と②と③の場合            ①は介護保険課が窓口、②と③は国保連合会で審査支払が行われ、そのプラン作成に当たっては、「介護予防支援費（46）」となる。</p> <p>（パターン2）①と②の場合            ①は介護保険課が窓口、②は国保連合会で審査支払が行われ、そのプラン作成に当たっては、「介護予防支援費（46）」となる。</p> <p>（パターン3）①と③の場合            ①は介護保険課が窓口、③は国保連合会で審査支払が行われ、そのプラン作成に当たっては「介護予防ケアマネジメント費（AF）」となる。</p> <p>（パターン4）②と③の場合            ②、③は国保連合会で審査支払が行われ、そのプラン作成に当たっては「介護予防支援費（46）」となる。</p>
2	介護予防型通所サービス	<p>契約日を起算日とした日割り請求とあるが、例えば4月まで予防給付、5月からは第1号事業を利用            ①第1号事業契約日を4/24とした場合、4/24～4/30は日割り請求をせず、5月からの月額報酬となるのか。            ②第1号事業契約日を5/2とした場合、5/2～5/31の日割り請求となるのか。</p>	<p>第1号事業の日割り請求について、契約日を起算日として算定する場合は、新規で第1号事業を利用する方となります。予防給付から同種類の第1号事業を引き続き利用する場合は、起算日が契約解除日の翌日となります。このことから、お尋ねの①、②の例については、4月分は予防給付で、5月分は第1号事業でそれぞれ月額包括報酬で算定いただくこととなります。</p>

※質問内容は項目ごとに振り分け、重複した質問はまとめて掲載しています。

※介護予防・生活支援サービス事業は本QAにおいて「生活支援サービス事業」といいます。

No.	項目	質問	回答
3	その他	<p>(事業対象者として生活支援サービス事業を利用しながら要支援・要介護認定申請を行う場合) 生活支援サービス事業を利用していたが、福祉用具や通リハのサービスが必要となり申請し、要支援認定となった場合、暫定ケアプランにて通リハ・福祉用具を利用していたら給付は受けられるのか。自費となるのか。</p>	<p>本市では新規申請における要介護・要支援認定の有効期間の開始日は、申請日に遡ることとしています。 このことから、お尋ねのことについては、給付が受けられることとなります。</p>
4	その他	<p>第3回説明会の中で「第1号事業サービス事業者が、5/2に担当者会議が開かれ同日契約し、5/4よりサービスを開始した場合の日割り開始日について」質問があり、その回答が「契約日」とありました。この場合、包括等が作成する「介護予防サービス・支援計画書」の期間の開始日が5/4であった場合も、5/2より日割を開始してよろしいのでしょうか。 新規利用の場合、上記のように包括等が作成する「介護予防サービス・支援計画書」の期間の開始日がより前に担当者会議が開かれ、事業所は契約を実施することが殆どであるため、計画書との整合性が保てないと感じます。</p>	<p>第1号事業における月額包括報酬の日割り請求に関しては、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」のI介護報酬改定関係資料の資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」にあるとおり、月途中で利用者と契約開始又は契約解除した場合は、契約日又は契約解除日を起算日とした日割り請求を行うこととされています。 このことから、お尋ねのことについては、契約日(5月2日)から日割り請求することとなります。 なお、現在介護予防サービスの介護予防訪問(通所)介護を利用しており、認定更新で第1号事業の介護予防型訪問(通所)サービスへ移行する場合は、日割り請求ではなく、月額包括報酬となりますので、併せてご確認ください。</p>

※質問内容は項目ごとに振り分け、重複した質問はまとめて掲載しています。

※介護予防・生活支援サービス事業は本QAにおいて「生活支援サービス事業」といいます。

No.	項目	質問	回答																																																																		
5	その他	<p>2017年5月8日に宮崎市のHPにアップされました「第1号事業への移行についての留意点」の内容についてお問い合わせいたします。</p> <p>項目2の②[新規の利用者]にて、「平成29年4月以降、新規の要支援者は当初から第1号事業の通所サービスを利用します。」との文言がありますが、例えば、介護保険認定年月日が平成29年3月以前で、デイサービスの利用開始(契約)日が、平成29年4月以降の場合は、第1号事業に移行したものととして、実績・請求を行うのでしょうか。</p>	<p>平成29年4月29日付事務連絡「宮崎市介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)への移行について(通知)」で周知いたしましたお尋ねのことについては、要支援の認定を受けている方の更新時期にあわせて順次、第1号事業へ移行することとしており、平成29年4月以降の有効期間開始日をもつ新規の認定者は、当初から第1号事業を利用することとしています。</p> <p>このことから、お尋ねのことについては、平成30年4月から第1号事業へすることとなります。</p> <p>表 第3回説明会(H29.5.2実施分)資料P7より抜粋</p> <table border="1" data-bbox="694 600 1501 943"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">平成29年</th> <th colspan="3">平成30年</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規要支援認定者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">更新者</td> <td>平成29年3月未満了 (4月1日から新しい有効期間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年4月未満了 (5月1日から新しい有効期間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年5月未満了 (6月1日から新しい有効期間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年2月未満了 (3月1日から新しい有効期間)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年3月未満了 (平成29年3月に認定を受けた方)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p> <span style="color: red;">●●●●●</span>▶ 介護予防サービスとしての介護予防訪問(通所)介護  <span style="color: red;">▶</span> 第1号事業としての介護予防型訪問(通所)サービス         </p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block; color: white; background-color: #0070c0;">宮崎市第1号事業への完全移行</p>		平成29年				平成30年			3月	4月	5月	6月	2月	3月	4月	新規要支援認定者								更新者	平成29年3月未満了 (4月1日から新しい有効期間)							平成29年4月未満了 (5月1日から新しい有効期間)							平成29年5月未満了 (6月1日から新しい有効期間)							平成30年2月未満了 (3月1日から新しい有効期間)							平成30年3月未満了 (平成29年3月に認定を受けた方)													
	平成29年				平成30年																																																																
	3月	4月	5月	6月	2月	3月	4月																																																														
新規要支援認定者																																																																					
更新者	平成29年3月未満了 (4月1日から新しい有効期間)																																																																				
	平成29年4月未満了 (5月1日から新しい有効期間)																																																																				
	平成29年5月未満了 (6月1日から新しい有効期間)																																																																				
	平成30年2月未満了 (3月1日から新しい有効期間)																																																																				
	平成30年3月未満了 (平成29年3月に認定を受けた方)																																																																				